

副本

令和3年(ワ)第24557号 損害賠償等請求事件

原告 閲覧制限

被告 東京都

準備書面(4)

令和5年2月17日

東京地方裁判所民事第25部甲B係 御中

被告指定代理人 加登屋 毅 

同 寺内伊織 

同 船城織映 

同 山口剛史 

同 麻生達士 

被告は、前日期日において、原告の2022年12月6日付け原告第3準備書面（以下「原告第3準備書面」という。）における主張につき、警察官が訴外男性に対して原告の連絡先を提供したことの違法性を基礎付ける根拠法条が、①東京都個人情報保護に関する条例（以下「条例」という。）3条2項、②同10条2項及び③同条3項と整理されたことを踏まえ、原告第3準備書面における主張に対し、必要と認める範囲で本件の事実経過について主張を補充した上で（第1）、反論する（第2）。

なお、略語については、本準備書面で新たに読み替えるもののほか、被告の従前の例による。

第1 本件の事実経過に関する補充主張

■■■■ 巡査長が本件公園において原告から氏名、住所等の人定事項を確認し、■■■■ 巡査部長らが警察署において原告から承諾を得た上で、■■■■ 警部補が訴外男性に原告の連絡先を教示した経過は被告準備書面(1)、第2（9ないし17ページ）で述べたとおりであるが、以下、上記事実経過につき主張を補充する。

1 野口巡査長が原告の氏名、住所等を把握した状況

- (1) ■■■■ 巡査長は、本件当日午後1時16分頃、本件公園内で子供同士のけんか口論との110番通報を受け本件公園に向かった。
- (2) ■■■■ 巡査長は、本件公園において原告を発見し声を掛け事情聴取を行おうとするも原告は日本語を理解していない様子であったところ、訴外通訳者が英語での通訳を申し出てきたことから、同人に通訳を依頼して原告からの事情聴取を開始した。■■■■ 巡査長は人定事項の確認のため、訴外通訳者を通じて原告に身分証の提示を求めると、原告は在留カードを提示したことから、原告の了承を得て記載事項を控えるとともに電話番号についても聴取した。

2 東海林警部補らが原告の氏名、住所等を把握した経緯

■■■■ 警部補らは、午後1時45分頃、本件公園に到着した際、先着した■■■■ 巡査長らが原告を含む関係者に事情聴取を実施していたことから、■■■■ 巡査長らから聴取した内容等について説明を受け、原告の氏名、住所等についても報告を受けた。

3 ■■■ 巡査部長らが原告から連絡先の教示につき承諾を得た状況

- (1) ■■■ 巡査部長らは、警察署における第2回聴取時、原告娘が滑り台の階段上でアーチ状の手すり部分にぶら下がり、足振りした事実を認めたことから、本件状況につき概ね事実関係が明らかになったと認め、聴取を終えるに当たり、訴外男性が本件公園において、原告を民事裁判で訴える旨を述べていたため、原告の連絡先について訴外男性から問合せがあった場合に教示してよいか確認しておく必要があると考え、■■■ 通訳員に対し、訴外男性への連絡先の教示の可否について、原告への確認を依頼した。
- (2) ■■■ 通訳員は、原告に対して、訴外男性から警察に対して原告の連絡先の教示依頼があった場合に応じてよいか、「Is it all right for police to give your contact information to the other party?」（訳：警察が相手方にあなたの連絡先を教えてもいい？）などと原告に確認したところ、原告は即答せず教示の目的などについて確認してきたことから、「Maybe the other party wants to sue you about this matter.」（訳：相手方はこの件についてあなたを訴えたいようだ。）などと、訴外男性が訴訟を提起したい旨を述べていることを説明すると、原告は「オーケー。」、「イエス、サー。」などと答えて了承したため、■■■ 巡査部長らに対して、原告が訴外男性に対して連絡先を教示することを了承したことを伝えた。

第2 個人情報の提供は条例に違反するものではないこと

1 条例3条2項について

- (1) 原告らは、■■■ 警部補による訴外男性への情報提供について、原告が明確に拒否しており、■■■ 警部補には、訴外男性が民事訴訟を提起するための便宜を図る理由も義務もないから、社会通念上適当な理由がなく行われたものであり、条例3条2項違反であるなどと主張する（原告第3準備書面4及び5ページ）。

しかしながら、■■■ 警部補は、上記第1、3のとおり原告の承諾があったことから、訴外男性の依頼に応じて原告の連絡先を教示した（以下「本件教示」という。）のであり、原告らの主張は、原告の承諾の有無について事実と反するものであるし、本件教示は正当な理由に基づくものであったとい

えるから、以下この点につき詳述する。

- (2) 条例3条2項は、実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないと定めているところ、「みだりに」とは、社会通念上適当な理由があると認められない場合をいい、「みだりに他人に知らせる」とは、他人に知らせることが、自己の権限、事務に属しない場合、あるいは自己の権限、事務に属する場合であっても、正当な理由がなく知らせる場合などをいう（乙8号証）。
- (3) 本件教示に至る経緯は、 巡査部長らが、原告に対し、民事訴訟を理由として訴外男性から原告の連絡先について問い合わせがあった場合に連絡先を教示してよいか確認し、原告がこれを承諾したのであり、 警部補は、訴外男性に対し、14歳に満たない原告娘に刑事責任を問うことはできない旨を説明したところ、訴外男性が、原告らとの間に生じたトラブルの解決法として民事訴訟を提起することを予定している旨を述べた上で、原告の氏名及び住所等の連絡先の教示を依頼してきたため、訴外男性宅に赴き、訴外男性に対し、当該目的以外での原告の連絡先の使用は厳に慎むように注意をした上で、原告の連絡先を教示したというものである（被告準備書面(1)12、16及び17ページ）。
- (4) そして、本件においては、本件当日のトラブルが、原告娘と訴外子との間のトラブルから、原告と訴外男性との間のトラブルに発展し、これがさらにエスカレートすれば刑事事件に発展するおそれも認められたところ、警察法2条1項に規定する犯罪の予防を責務とする 警部補は、訴外男性が、法に基づき、民事訴訟を提起することにより原告との間のトラブルを解決しようとしていることが認められ、連絡先の教示について原告の承諾もあったことから、本件当日のトラブルが刑事事件に発展することがないように民事訴訟において円満に解決されることを意図して、訴外男性に本件教示をしたのであり、警察官の責務を果たすため警察法2条1項に基づく職務行為の一環として行ったものであるから、原告の連絡先についてみだりに他人に知らせたものでも、警察官が不当な目的に使用したものでもないことは明らかである。

したがって、本件教示が、条例3条2項違反であるとの原告らの主張は、

失当である。

2 条例10条2項について

- (1) 原告らは、原告の連絡先は警察内部において行政警察活動等の警察業務の遂行を目的として取得された情報であり、訴外男性の民事訴訟の便宜を図る目的でなされたものではないから、本件教示は条例10条2項違反であると主張する（原告第3準備書面5ないし9ページ）。
- (2) しかしながら、■■■■署員らは、警察法2条1項に基づき、原告と訴外男性とのトラブルの真相を究明し、平穩に解決し、今後、刑事事件に発展しないようにするため、原告の住所及び氏名等を含む必要な情報を収集した上で、必要な措置を講ずるといふ警察官の責務の達成を目的としていたのであり、本件教示は、原告の承諾があった上、警察法2条1項の責務を果たす目的で行われたものであるから、目的外提供には当たらないし、仮に目的外提供に当たるとしても、条例10条2項1号に規定する「本人の同意があるとき」に該当するから、同項違反とはならないのであり、原告らの主張は失当である。

3 条例10条3項について

- (1) 原告らは、本件教示が目的外提供であるとし、本件教示に当たって、■■■■警部補には、原告らの権利利益を不当に侵害することがないようにする職務上の注意義務があったにもかかわらず、これを怠ったため、①原告らの容貌や住所等の個人情報インターネット上に長期間継続的に投稿され、原告らのプライバシー権、肖像権が不当に侵害された、②原告の個人情報を訴外男性に片面的に提供したことで原告の平等権が侵害された、③片面的な情報提供により、原告による訴外男性に対する債務不存在確認請求の途を奪われ、民事裁判を受ける権利が侵害されたなどとして、国賠法上違法であると主張する（原告第3準備書面10ないし16ページ）。
- (2) しかしながら、上記2のとおり、そもそも、本件教示は目的外提供には当たらないのであるし、仮に目的外提供に当たるとしても、■■■■警部補は、本件教示の際、訴外男性に対し、民事訴訟以外の目的で使用することは厳に慎むように注意しているのであるから、■■■■警部補に注意義務違反は認められない。

また、原告が主張する上記権利侵害について、上記①について言えば、インターネット上に公開された原告らの個人情報、「なぜ●●区に住んでるんです？」（甲9号証の1）、「●●●●」（原告の氏名。甲20号証の6及び甲20号証の7）であるがこれらの情報は、本件教示以前の本件当日に訴外男性が訴外白浜氏と本件公園において通話した際に得たものと認められる（甲9号証の1）から、本件教示によるものでないことは明らかであるし、上記②については、具体的に原告のいかなる権利が侵害されたというのか判然とせず、上記③については、本件教示によって、何故、原告が訴外男性を相手に民事訴訟が提起できなくなったとの論理になるのか原告らの主張によっても明らかではないから、原告らの主張はいずれも失当である。

第3 結語

以上のおり、原告らの主張はいずれも失当であるから、本件教示は、条例に違反するものではない。